

企業団管内建設工事業者の格付に係る書類等提出要領

令和4年度の管内（石巻市及び東松島市に所在地登録）業者の格付を行いますので、下記のとおり提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 建設工事業者格付関係入力票（別紙1）
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
 - ※ 経営事項審査の審査基準日は令和2年4月2日以降の最新のものを提出してください。
- (3) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（写し可）
- (4) 工事経歴書（企業団様式第2号）※参加業種の追加がある場合のみ提出
- (5) 技術者資格調書（企業団様式第3号）
 - ※ 申請業種の該当者全員を記入してください。
 - ※ 水道施設工事にあつては、（社）日本水道協会「配水管技能者（耐震・一般・大口径）」の登録を有する者がある場合には、当該技術者についても記入してください。（添付書類）
- ① 各資格証の写し（各資格等級を受験し、合格証明書が届いていない場合は、当該合格通知書の写し）
- ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者の資格を有する場合）
- ③ 健康保険被保険者証（所属業者の記載のあるもの）又は雇用関係の確認できる書類の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（特別徴収義務者用）、賃金台帳の写しのうち、いずれかの1通を添付すること。）
- (6) 水道施設工事の格付を申請する場合には、上記(5)に加え下記書類が必要です。
 - ① 指定給水装置工事事業者証の写し
 - ② 給水装置工事主任技術者資格証の写し
 - ③ 申請書類提出日から起算し、過去2年以内の給水装置工事のしゅん工図の写し
 - ※ 管内実績1件分
 - ※ 新設工事、改造工事又は給水装置工事のしゅん工図の届出を要する修繕工事を有効とする。
 - ④ （社）日本水道協会「配水管技能者（耐震・一般・大口径）」登録証の写し
 - ※ ④は、格付要件にはなりません、必ず正確な情報をご報告願います。
 - ※ ①から③の書類の提出がない場合は水道施設工事の格付はされません。
- (7) 返信用封筒（長3封筒に84円切手貼付のうえ、あて名を記入してください。）
- (8) 提出書類チェック表（別紙2）
- (9) 上記のほか、登録内容に変更がある場合には、変更届（企業団の様式）により変更事項を報告すること。

- 2 提出期間 令和3年12月1日から令和3年12月15日まで
※ 12月15日(水)必着

3 提出方法

郵送又は信書便取扱いのものとし(到着日時が確実に確認できる方法に限ります)。

【送付先】

〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116番地

石巻地方広域水道企業団総務課管財係

「格付書類在中」

- (1) 封筒(A4判のファイルが入るもの)に「格付書類在中」と朱書きしてください。
- (2) 持参による受付はいたしません。
- (3) 受理票等の発行はいたしませんので書類が配達されたかを確認する場合は、申請書の送付依頼先(郵便局・宅配業者)にお問い合わせください。
- (4) 提出書類はフラットファイル(色は水色(青))に綴り込んでください。書類の綴り方は提出書類チェック表に記載してあります。また、フラットファイルはエコロジー商品のものを使用してください。
- (5) 送付書類のほかに「別紙1」及び「企業団使用(記入不要)」をエクセル形式のまま下記アドレスへ送信してください。なお、エクセルのファイル名は「【格付】〇〇_△△.xlsx」(〇〇の部分承認番号に、△△を会社名(半角カタカナ ※(株)(有)等は除く)に変える。)とし、送信してください。また、「別紙1」及び「企業団使用(記入不要)」以外のシート(様式等)は送信しないでください。

送信先アドレス:『nyusatu@ishikousui.or.jp』

ファイル名例:【格付】123_ストウキョウダツ.xlsx

- 4 申請書の提出部数 1部

5 その他

- (1) 上記の書類の提出がない場合、格付はされません。格付は「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「舗装工事」及び「水道施設工事」の競争入札時の参加要件になるので必ず提出願います。また、その他の工種においても経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が重要な資料となるため、必ず提出願います。
- (2) 様式は、企業団ホームページからダウンロードしてください。

※ 企業団ホームページアドレス <http://www.ishikousui.or.jp/>

担当: 総務課管財係

電話: 0225-95-6713 (内線225)